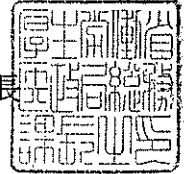


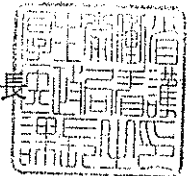
医政総発 0722 第1号
医政看発 0722 第1号
平成 26 年 7 月 22 日

各 { 都道府県衛生主管部 (局)
保健所設置市
特別区 } 長 殿

厚生労働省医政局総務課長



厚生労働省医政局看護課長



分娩を取り扱う助産所における嘱託医師及び嘱託医療機関の確保
に向けた支援等について

分娩を取り扱う助産所の開設者は、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 19 条及び医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 15 条の 2 の規定により、分娩時等の異常に対応するため、嘱託する医師及び病院又は診療所（以下「嘱託医師及び嘱託医療機関」という。）を定めておかなければならないこととされています。

今般、一部の地域で嘱託医師及び嘱託医療機関を定めていない助産所があったことから、分娩を取り扱う助産所における嘱託医師及び嘱託医療機関の確保の状況について、別紙のとおり調査を実施いたしますので、御協力をお願いいたします。

また、嘱託医師及び嘱託医療機関の確保ができていない助産所が確認された場合には、下記 1. の方法により嘱託医師及び嘱託医療機関の確保に向けた指導や支援をしていただくとともに、分娩を取り扱う助産所の開設者が嘱託医師及び嘱託医療機関を定めていることを適宜確認していくため、今後、下記 2. のとおり取り扱っていただくようお願いいたします。

これらの内容について御了知いただくとともに、管下の関係機関に周知を図られるようお願いいたします。



記

1. 嘱託医師及び嘱託医療機関の確保に向けた指導及び支援について

嘱託医師及び嘱託医療機関の確保ができていない分娩を取り扱う助産所が立入検査の際等に確認された場合には、当該助産所に対して嘱託医師及び嘱託医療機関を確保するよう指導を行い、助産所における嘱託医師及び嘱託医療機関の確実な確保を図ること。

嘱託医師及び嘱託医療機関の確保が難しい場合には、速やかに確保ができるよう当該助産所からの相談を受けていただくとともに、各都道府県の関係団体に対して協力を依頼する等、必要な支援を行っていただきたいこと。

嘱託医師及び嘱託医療機関の確保に向けた支援については、「分娩を取り扱う助産所の嘱託医師及び嘱託する病院又は診療所の確保支援について」（平成 22 年 4 月 19 日付け医政看発 0419 第 1 号）において、相談窓口を周知し、地域の嘱託医師及び嘱託医療機関を確保できない助産所に対する支援を行うことを依頼しているが、再度、相談窓口について周知いただきたいこと。

2. 嘱託医師及び嘱託医療機関が定められていることを確認するための今後の取扱いについて

都道府県知事（助産所の開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。以下同じ。）は、医療法第 8 条の規定による助産所の開設の届出若しくは医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による助産所の開設後の届出又は同令第 4 条第 3 項若しくは第 4 条の 2 第 2 項の規定による届出事項の変更の届出（医療法施行規則第 3 条第 1 項第 5 号に規定する嘱託医師及び嘱託医療機関の住所及び氏名又は名称に変更が生じたときに限る。）を受けたときに、届出事項として記載されている嘱託医師及び嘱託医療機関に対して連絡し、当該助産所の開設者から嘱託を受けたことを直接確認すること。